平成２５年（フ）第５５３号
兵庫県西宮市小松町１丁目３番13号
債務者　田邊　義浩
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４５号
島根県浜田市浅井町1447番地８
債務者　波田野真樹
1　決定年月日時　平成25年10月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２５年（フ）第５４２号
北九州市門司区田野浦２丁目12番１―302号
債務者　道原　英治
1　決定年月日時　平成25年10月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５６９号
北九州市八幡東区前田１丁目11番４―909号
債務者　岡本　　譲
1　決定年月日時　平成25年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６０１号
北九州市八幡西区三ケ森４丁目12番21―203号
債務者　檜垣眞由美
1　決定年月日時　平成25年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７５号
佐賀県唐津市神田2904番地
債務者　川崎　博公
1　決定年月日時　平成25年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第１１０２号
愛知県東海市横須賀町南狐塚８番地
債務者　酒井ふさ子
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７１０号
名古屋市中川区新家１丁目1203番地　宮田荘13棟506号
債務者　服部　米子
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７５６号
名古屋市中区栄３丁目20番20号　メゾン・ド・エトワール７Ｂ号
債務者　成松　広明
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６０６号
北九州市小倉北区常盤町４番１―402号、住民票上の住所北九州市小倉北区上富野４丁目16番３―403号
債務者　馬場　正美
1　決定年月日時　平成25年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６０７号
北九州市小倉北区常盤町４番１―402号、住民票上の住所北九州市小倉北区上富野４丁目16番３―403号
債務者　馬場　貴子
1　決定年月日時　平成25年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６２７号
北九州市八幡西区町上津役西３丁目10番30号
債務者　前田　文子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成25年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１０４号
鹿児島県曽於市末吉町南之郷11120番地、前住所宮崎県北諸県郡三股町大字宮村2866番地１　ドムス１
債務者　有馬　直樹
1　決定年月日時　平成25年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第４８３号
北九州市小倉北区大門１丁目２番５号
債務者　殿畑　大作
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１０８号
山口市小郡山手上町１番16―205号　サンフォレスト
債務者　山口　　敦
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１３８号
埼玉県川口市安行出羽３丁目13番１―201号
破産者　田嶋興業株式会社
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７６号
千葉県白井市根659番地の８
破産者　谷　征一郎
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１２２号
千葉県印西市木刈２丁目７番地３
破産者　有限会社ゼータコーポレーション
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部